

栃木労働局発表
平成23年1月28日

担 当	栃木労働局労働基準部
	監督課長 菊重 洋
	主任監察監督官 小倉 一夫 電話番号 028-634-9115

平成22年における労働基準法等違反事件の送検状況

— 栃木労働局としては、過去10年間で最多の件数 —

栃木労働局（局長 藤井敏行）は、県下7箇所の労働基準監督署が平成22年中に宇都宮地方検察庁に送検した労働基準法等違反事件の概要を、下記のとおり取りまとめました。

平成20年秋以降の経済危機に伴う経営環境の悪化を背景として賃金不払事件が倍増するとともに、昨年の死亡労働災害等重篤な労働災害の増加に伴い、労働安全衛生法違反事件が約3倍増となったのが特徴です。

栃木労働局及び労働基準監督署としては、今後とも、悪質・重大な法違反に対しては司法処分を含む厳正な態度で臨むこととしています。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ・送検件数 | 31件※（対前年比2.6倍） |
| ・違反法令 | |
| 労働基準法・最低賃金法違反 | 12件（前年6件、対前年比2倍） |
| 労働安全衛生法違反 | 19件（前年6件、対前年比3.2倍） |
| ・業種別件数 | |
| 労働基準法・最低賃金法違反 | |
| 製造業2件（前年3件）、建設業3件（前年0件）、その他7件（前年3件） | |
| 労働安全衛生法違反 | |
| 製造業5件（前年1件）、建設業10件（前年2件）、その他4件（前年3件） | |
| （※送検件数は、法令違反行為を行ったとして送検した者の所属企業数である。） | |

1 違反内容

(1) 労働基準法・最低賃金法違反事件

賃金不払事件 12件（前年6件）

なお、定期賃金が全く支払われないか、支払われても最低賃金に満たない場合は、労働基準法違反と最低賃金法違反の両罪が成立し、平成20年の最低賃金法改正により、罰則が強化された最低賃金法違反で送検することとしている。

(2) 労働安全衛生法違反事件

機械・設備の危険防止措置義務違反 10件（前年5件）
労災隠し 3件

無資格運転	2件（前年1件）
安全管理体制の不備	2件
その他	2件

2 送検件数の推移

県内の労働基準監督署における送検件数の推移は次表のとおりとなっており、件数が30件を超えたのは平成12年以來である。

年	件数 計	内 訳	
		労働基準法・最低賃金法	労働安全衛生法
12年	35	11	24
13年	15	2	13
14年	14	5	9
15年	22	6	16
16年	23	8	15
17年	17	6	11
18年	24	12	12
19年	18	8	10
20年	15	6	9
21年	12	6	6
22年	31	12	19
計	261	82	144

参考 業種別送検件数の推移 別紙参照

業種別送検件数

件 数 年	計	違反法令					
		労働基準法 最低賃金法			労働安全衛生法		
18年	24	12	製造業	6	12	製造業	2
			建設業	2		建設業	7
			その他	4		その他	3
19年	18	8	製造業	3	10	製造業	4
			建設業			建設業	5
			その他	5		その他	1
20年	15	6	製造業	3	9	製造業	2
			建設業	1		建設業	5
			その他	2		その他	2
21年	12	6	製造業	3	6	製造業	1
			建設業			建設業	2
			その他	3		その他	3
22年	31	12	製造業	2	19	製造業	5
			建設業	3		建設業	10
			その他	7		その他	4
計	100	44	製造業	17	56	製造業	14
			建設業	6		建設業	29
			その他	21		その他	13